

第4章の2 特定区域の特例

（適用区域等）

第50条の2 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条第1項に規定する同意基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）のうち、都市計画区域及び法第6条第1項第4号の規定により知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2 知事は、指定区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

〔解説〕

1 第1項はこの章の規定の適用区域を明確にしたものである。適用区域は「特定区域」と称し、「リゾート法の特定地域」及び「同様の状況にある指定区域」のうち、都市計画区域及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が指定した区域からなる。

特定地域は、平成元年4月18日に国において「総合保養地域の整備に関する基本構想」（房総リゾート地域整備構想）が承認され、そこに定められた37市町村17万8千ヘクタールに及ぶ区域である。総合保養地域整備法にいう特定地域とは、良好な自然条件を有する地域で、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等に資するための機能の整備を行おうとする地域である。本県においては、民間事業者が、そのような機能の整備を見越してリゾートマンションや保養施設等が建築されている。指定区域は特定区域と同様な状況にある地域について、知事が当該市町村長の意見を聴いて指定する区域であり、県民のレクリエーション嗜好の推移によっては、リゾートマンション等の立地に今後変化が起こることがないとは言えないため、それらの変化に機動的に対処し、秩序ある県土の発展に支障を生じさせないように、特定地域の外であっても、知事が必要に応じて基準を適用すべき区域を指定できることとしている。

2 第2項では、指定区域を指定、変更及び廃止するときは、知事が告示することを規定している。

（安全の確保等に係る基準）

第50条の3 特定区域内にある共同住宅、寄宿舍その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、高さが13メートルを超えるものは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、知事が当該建築物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上並びに防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲げる数値以上の幅員の道路に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

| 当該建築物の区分 | | 道路の幅員 (単位メートル) | 敷地が道路に接する 長さ(単位メートル) |
|--------------------|----------------|-------------------|-------------------------|
| 延べ面積 (単位平方メートル) | 高さ (単位メートル) | | |
| 2,000以下のもの | 15以下のもの | 4 | 8 |
| | 15を超えるもの | 6 | 8 |
| 2,000を超えるもの | 15以下のもの | 4 | 10 |
| | 15を超えるもの | 6 | 10 |

(2) 当該建築物の周囲(幅員4メートル以上の道路に接する部分を除く。)に、幅員が4メートル以上の避難上有効な空地を設けること。

(3) 避難階以外の階においては、各住戸又は寝室にそれぞれ避難上有効なバルコニーその他これに類する施設を設けること。

2 前項本文の規定を適用する場合においては、第5条、第8条及び第39条の規定は、これを適用しない。

〔解説〕

本条が対象とするリゾートマンション等は、定住者が少なく、休日に宿泊施設的に利用され、避難方法や敷地周辺の状況に詳しくない者が利用する機会が多いこと、専従の従業員がいない等から火災の発見や避難に支障が生じる恐れがあることから、一定規模以上のものを対象として、敷地が道路に接する長さ等防災上の安全措置を義務付けるものである。

規模については、リゾートマンション等に係る県内の紛争事例の分析から、延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、高さが13メートルを超える建築物とした。

用途については、かつて県内のリゾート地で問題となったリゾートマンション等の類似施設としては、会員制ホテルや会社保養所等各種の権利形態のものがあるので、適用対象建築物としては、共同住宅、寄宿舍及びその他これらに類する用途としている。共同住宅、寄宿舍に類する用途のものは規則で定めることとしているが、定めているものはない。なお、会員制ホテル、会社保養所、コンドミニアム、ウィークリーマンション等で旅館業法第3条の許可を取得して経営するものは、ホテル又は旅館として扱い、そうでないものは計画内容や利用形態から判断して共同住宅や寄宿舍として取扱うものとしている。

- 1 第1項第1号は、接道に関する規定であり、リゾートマンション等の規模及び高さによりその敷地が接する道路の幅員と敷地がその道路に接する長さを規定している。火災時に、消防車等が迅速・確実に到着し、消火、救助等を手際よく行うとともに、地理に不案内なリゾートマンション等の利用者でも安全に避難が可能とするためには、少なくとも幅員4メートル以上の現況を有する道路が必要である。

都市計画区域外においても、本条における「道路」の定義は法第42条の規定によること（平成5年6月25日付け建設省住指発第225号、建設省住街発第94号建設省住宅局建築指導課長及び同市街地建築課長からの法施行通達）とされているため、一定の条件が要求される。

まず敷地が接する道路の幅員については、対象建築物の規模が大きくなるにつれ、火災時等に現場に集まる車両が増加し、行われる作業量が増大するので、高さが15メートル以下のものは道路の幅員を4メートル以上、高さが15メートルを超えるものについては、道路の幅員を6メートル以上としている。

次に、敷地が道路に接する長さについては、条例第5条で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接することとしているが、前述のように、リゾートマンション等の利用者の特性から、安全な避難を確保するとともに救助の容易性を確保するため、接道長さを8メートル以上としている。しかし、建築基準法施行令第126条の6で、高さ31メートル以下の部分にある3階以上の階には非常用の進入口を設けることとされている点を考慮し、特に延べ面積が2,000平方メートルを超える大規模なものについては、はしご車の活動を想定し、接道長さを10メートル以上としている。

なお、本条の適用にあたり、同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計による。

- 2 第2号は、建物の周囲に幅員4メートル以上の避難上有効な空地を設ける規定である。

共同住宅等の周囲に設ける空地については、条例第39条においてその幅員を1.5メートル以上とする等を定めているが、本条は延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、高さが13メートルを超える規模のもので、リゾートマンション等の特性にも配慮し、必要な幅員を4メートル以上としている。

周囲空地の取扱い及び設置方法としては、次のように考えられる。

- ・原則として柱・はり・外壁面のうち一番突出している部分から測ることとする。バルコニーについてはできるだけその先端から4メートル以上とすることが望ましいが、当該空地が各階からの避難上有効に機能し、かつ消防活動を妨げる恐れがない場合は外壁面からとることもやむを得ない。
- ・崖地等の急傾斜なもの、または地表面から突出する工作物や駐車場等避難上支障のあるものは避難上有効な空地として扱わない。
- ・植栽については、芝生等は差し支えないが、植樹する場合は規定の趣旨からして、1.5から2メートル程度の通路を確保し、なおかつ、消防当局と十分協議する必要がある。
- ・幅員4メートル以上の道路に接する部分は除かれる。二方向以上の場合も各々幅員4メートル以上あれば同様とする。ただし、自動車専用道路等の場合は管理者と協議が必要である。

- 3 第3号は、避難階以外の住戸又は寝室に避難上有効なバルコニー等を設置する規定である。前述のように、リゾートマンション等は、火災時等に認知が遅れ避難の機会を失うおそれがあるため、バルコニー等安全な予備的手段を確保しておく必要がある。マンション形式の場合には、各住戸に1以上のバルコニー等を、寄宿舍形式の場合には、各寝室に1以上のバルコニー等を設けることとしている。
- 4 第1項本文ただし書については、知事の認定により1号から3号までの緩和が可能であるが、ケースとしては次のような場合が考えられるので、知事と十分協議のうえ認定申請を提出することが必要である。
- ・第1号の規定による道路以外に避難及び通行上有効な道に接している敷地の場合
 - ・既存建築物の増築等に係る場合
 - ・公園、広場等に接する敷地に建築される場合
 - ・その他合理的理由と認められる場合
- 5 第2項は、この章が条例上の特例として規定されているので、条例中の同趣旨の規定である第5条、第8条及び第39条の規定は適用せず、第1項の規定によることとしているものである。

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第50条の4 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域においては、第46条の2の規定にかかわらず、当該区域を法第56条の2第1項の規定による対象区域とし、同項の規定により法別表第4（ろ）欄の4の項イ又は口のうちから指定するものは同項ロとし、同条第1項の規定により指定する号は同表4の項（に）欄の（3）の号とする。

2 特定区域（都市計画区域を除く。次項において同じ。）内にある延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、高さが13メートルを超える建築物（以下この項において「対象建築物」という。）は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において平均地盤面から4メートルの高さの水平面（特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。）に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて千葉県建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令第135条の12第1項に定める位置及び同条第2項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

| 範囲 | 日影時間 |
|--|------|
| 当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が5メートルを超え10メートル以内の範囲 | 5時間 |
| 当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲 | 3時間 |

3 前項に定めるもののほか、特定区域の日影による中高層の建築物の高さの制限については、法第56条の2の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「高さが10メートル」とあるのは、「延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、高さが13メートル」と読み替えるものとする。

〔解説〕

- 1 リゾート地域においては、リゾートマンション等高層の建築物が建つことにより、近隣と多くの日照紛争を引き起こしている例がある。本条はそのような事態を未然に防ぎ、衛生的で秩序ある地域を形成するため、日影時間を規制するものである。また、前条とは異なり、建築物の用途に関係なく規模で適用されるので注意が必要である。
- 2 第1項は、特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域を、条例第46条の2の規定にかかわらず法第56条の2第1項の規定による日影規制の対象区域とし、高さが10メートルを超える建築物は、都市部の一般の住宅地なみの日影規制を受けることとしたものである。すなわち、対象建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間で、平均地盤面からの高さが4メートルの水平面における日影が、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超え10メートル以内の範囲においては5時間以内、敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲においては3時間以内としなければならない。

3 第2項は、特定区域内の法第6条第1項第4号の規定により指定された区域に適用されるもので、延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、高さが13メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において平均地盤面から4メートルの高さの水平面（特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。）における日影が、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超え10メートル以内の範囲においては5時間以内、敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲においては3時間以内としなければならないとするものである。第1項とは対象建築物の範囲が異なるので注意が必要である。

| 対象区域等 | 制限を受ける建築物 | 平均地盤面からの高さ | 敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間 | 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域 | 高さが10mを超える建築物 | 4 m | 5 時間 | 3 時間 |
| 特定区域のうち都市計画区域外の区域 | 延べ面積が500㎡を超えかつ高さが13mを超える建築物 | 4 m | 5 時間 | 3 時間 |

4 第2項ただし書前段は、知事が千葉県建築審査会の同意を得て許可することにより、第2項に基づく規制の緩和が可能であるが、ケースとしては次のような場合が考えられるので、知事と十分協議のうえ許可申請を提出することが必要である。

- ・既存建築物の敷地内の増築等によって生じる日影が、周囲の居住環境を害するおそれのない場合
- ・当該地域が既に商業地域的な土地利用である場合
- ・敷地の周辺の地形等から日照について配慮を要する施設等が立地しないなど、合理的な理由と認められる場合

なお、法第56条の2第1項ただし書の緩和規定に準じ、許可を受けた際における敷地の区域内で、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模の増築、改築又は移転をする場合は、改めて許可を要しない。

5 第3項は、第2項の規定に関して法第56条の2の規定にある、敷地周辺の状況による緩和や対象区域外にある建築物に対する法の規定を準用することとするもので、併せて対象建築物の読み替えを行う旨を規定したものである。

規制の概要

適用対象区域 リゾート法という特定地域及びその他知事が市町村の意見を聞いて指定する区域のうち、都市計画区域及び法第六条第一項第四号の指定区域

規制内容

第一 安全の確保等（第50条の3関係）

(1) 適用対象 共同住宅、寄宿舍等で延べ面積500㎡を超えかつ高さ13mを超える建築物

(2) 基準

1 敷地は、幅員4m（又は6m）以上の道路に8m（又は10m）以上接すること

2 建物の周囲には幅員4m以上の空地を確保すること

3 バルコニー等避難上有効な施設を設置すること

第二 日影の規制（第50条の4関係）

(1) 適用対象 都市計画区域内 高さ10mを超える建築物

都市計画区域外 延べ面積500㎡を超えかつ高さ13mを超える建築物

(2) 基準 5時間、3時間

